

平成26年3月25日

## 平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室  
担当：土屋課長補佐・前田係長・小林係長  
電話：03-5253-5551(直)  
FAX：03-5253-5553

# 平成25年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

## 1 ラスパイレス指数（全団体加重平均）

○平成25年4月1日現在 106.9(前年度 107.0 Δ0.1)

給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置がないとした場合の値＝参考値  
98.8(前年度 98.9 Δ0.1)

※ラスパイレス指数：全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

## ○給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況も調査

- ・全地方公共団体平均 103.5
- ・国の要請を踏まえた減額等の実施団体※平均 100.9

※減額実施団体及び国の特例減額と同等の給与水準に抑制済としている団体。

### (1) 団体区分別平均

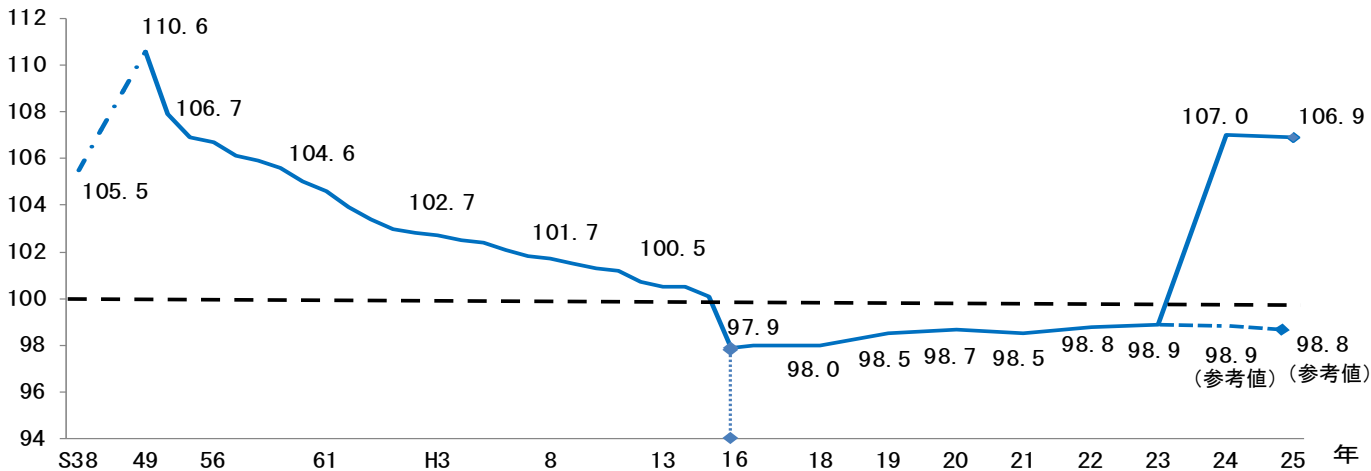
区分	H24.4.1		H25.4.1		H25.7.1	
	(参考値)		(参考値)		給与減額等 実施団体	
全地方公共団体	107.0	(98.9)	106.9	(98.8)	103.5	100.9
都道府県	107.5	(99.3)	107.4	(99.3)	102.2	100.5
指定都市	109.3	(101.1)	109.1	(100.8)	105.6	104.6
市	106.9	(98.8)	106.6	(98.5)	104.0	100.7
町村	103.3	(95.5)	103.2	(95.4)	101.4	99.4
特別区	108.3	(100.1)	108.2	(100.0)	108.0	-

### (2) 団体区分別最高値・最低値

区分	H25.4.1				H25.7.1			
	最高値		最低値		最高値		最低値	
都道府県	111.3	静岡県	99.1	鳥取県	111.1	東京都 静岡県	98.9	長崎県
指定都市	112.3	川崎市	102.7	堺市	112.0	川崎市	99.7	熊本市
市区町村	114.0	兵庫県芦屋市	78.6	大分県姫島村	113.8	兵庫県芦屋市	76.8	大分県姫島村

### (3) ラスパイレス指数の推移

指数

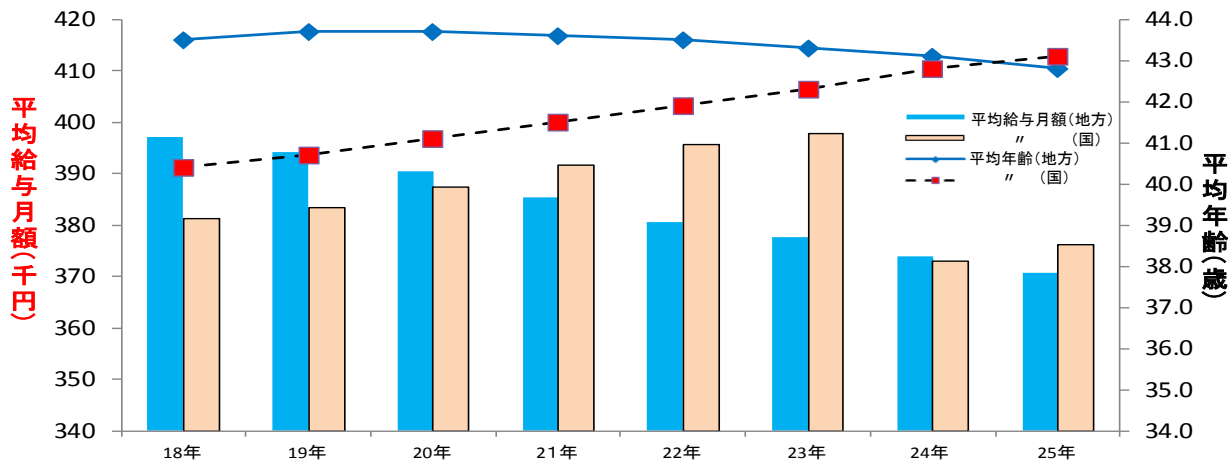


## 2 平均給与月額（全地方公共団体・一般行政職）

（単位：円）

区分		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
地方	平均給与月額	397,125	394,168	390,432	385,510	380,703	377,625	373,923	370,822
	平均給料月額	352,399	349,469	345,427	340,830	337,049	334,379	331,189	328,842
	諸手当月額	44,726	44,699	45,005	44,680	43,654	43,246	42,734	41,980
国	平均給与月額	381,212	383,541	387,506	391,770	395,666	397,723	372,906	376,257
	平均俸給月額	328,477	325,724	325,113	325,521	325,579	327,205	304,944	307,220
	諸手当月額	52,735	57,817	62,393	66,249	70,087	70,518	67,962	69,037

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 ※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



## 3 その他

○国と地方の公務員給与比較方法に関する全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換等を踏まえ、以下の指数についても算定し、公表。

- ・地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」  
 全地方公共団体平均 106.7
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値  
 全地方公共団体平均 106.3

# 1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数の状況	.....	P1
(1)	団体区分別の推移		P1
(2)	分布状況の推移		P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	(平成25年4月1日時点)	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	( " )	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	( " )	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	( " )	P4
(7)	都道府県のラスパイレス指数の状況	(平成25年7月1日時点)	P6
(8)	指定都市のラスパイレス指数の状況	( " )	P6
(9)	中核市のラスパイレス指数の状況	( " )	P7
(10)	市区町村のラスパイレス指数の状況	( " )	P8
2	平均給与月額	.....	P10
3	特殊勤務手当	.....	P12
4	国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について		P13
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数		P14
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値		P15

平成26年3月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：土屋・前田

電話：03-5253-5549(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23252)

FAX：03-5253-5550

# 1 ラスパイレス指数等の状況

## (1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24.4.1		H25.4.1		増 減			
				指数	参考値	指数	参考値	S49→H25		H24→H25	
								指数	参考値	指数	参考値
全地方公共 団体平均	110.6	102.4	100.1	107.0	98.9	106.9	98.8	△ 3.7	△ 11.8	△ 0.1	△ 0.1
都道府県	111.3	104.0	101.7	107.5	99.3	107.4	99.3	△ 3.9	△ 12.0	△ 0.1	0.0
指定都市	116.1	106.1	102.2	109.3	101.1	109.1	100.8	△ 7.0	△ 15.3	△ 0.2	△ 0.3
市	113.8	103.6	100.7	106.9	98.8	106.6	98.5	△ 7.2	△ 15.3	△ 0.3	△ 0.3
町 村	99.2	96.5	95.7	103.3	95.5	103.2	95.4	4.0	△ 3.8	△ 0.1	△ 0.1
特別区	—	106.0	102.1	108.3	100.1	108.2	100.0	—	—	△ 0.1	△ 0.1

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

※2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値。

## (2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞

(団体数)

区 分	S 49.4.1	H 5.4.1	H 15.4.1	H 24.4.1		H25.4.1		増 減				
				指数	参考値	指数	参考値	S49→H25		H24→H25		
								指数	参考値	指数	参考値	
110以上	(23.9%) 793	(0.2%) 5	(0.0%) 0	(5.2%) 93	(0.0%) 0	(4.8%) 86	(0.0%) 0	△ 707	△ 793	△ 7	0	
105以上	(17.3%) 574	(7.3%) 242	(0.2%) 5	(44.7%) 799	(0.1%) 2	(44.9%) 803	(0.1%) 1	229	△ 573	4	△ 1	
100以上105未満	(18.9%) 628	(25.7%) 848	(20.7%) 675	(38.0%) 680	(16.9%) 303	(39.0%) 697	(15.9%) 284	69	△ 344	17	△ 19	
100未満	(39.8%) 1,321	(66.9%) 2,211	(79.1%) 2,580	(12.1%) 217	(83.0%) 1,484	(11.3%) 203	(84.1%) 1,504	△ 1,118	183	△ 14	20	
内 訳	95以上 100未満	(38.5%) 1,272	(45.2%) 1,473	(10.2%) 182	(54.2%) 969	(9.8%) 175	(55.6%) 995			△ 7	26	
	90以上 95未満	(39.8%) 1,321	(20.2%) 669	(27.0%) 879	(1.6%) 28	(25.2%) 450	(1.2%) 21	(24.8%) 443	△ 1,118	183	△ 7	△ 7
	90未満	(8.2%) 270	(7.0%) 228	(0.4%) 7	(3.6%) 65	(0.4%) 7	(3.7%) 66			0	1	
合 計	(100.0%) 3,316	(100.0%) 3,306	(100.0%) 3,260	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,789	△ 1,527	△ 1,527	0	0	

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H25の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H25.4.1現在

(団体数)

区 分	都道府県		指定都市		市		町村		特別区		
	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	指数	参考値	
110以上	(8.5%) 4	(0.0%) 0	(50.0%) 10	(0.0%) 0	(8.6%) 66	(0.0%) 0	(0.6%) 6	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	
105以上110未満	(85.1%) 40	(0.0%) 0	(40.0%) 8	(0.0%) 0	(59.0%) 454	(0.1%) 1	(29.9%) 278	(0.0%) 0	(100.0%) 23	(0.0%) 0	
100以上105未満	(4.3%) 2	(42.6%) 20	(10.0%) 2	(70.0%) 14	(28.7%) 221	(25.6%) 197	(50.8%) 472	(4.6%) 43	(0.0%) 0	(43.5%) 10	
100未満	(2.1%) 1	(57.4%) 27	(0.0%) 0	(30.0%) 6	(3.6%) 28	(74.3%) 571	(18.7%) 174	(95.4%) 887	(0.0%) 0	(56.5%) 13	
内 訳	95以上 100未満	(2.1%) 1	(51.1%) 24	(0.0%) 0	(25.0%) 5	(3.3%) 25	(61.1%) 470	(16.0%) 149	(51.9%) 483	(0.0%) 0	(56.5%) 13
	90以上 95未満	(0.0%) 0	(6.4%) 3	(0.0%) 0	(5.0%) 1	(0.1%) 1	(12.2%) 94	(2.2%) 20	(37.1%) 345	(0.0%) 0	(0.0%) 0
	90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.3%) 2	(0.9%) 7	(0.5%) 5	(6.3%) 59	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 20	(100.0%) 769	(100.0%) 769	(100.0%) 930	(100.0%) 930	(100.0%) 23	(100.0%) 23	

(3) 都道府県のラスパイレース指数の状況《指数が高い順》

平成25年4月1日現在

＜第3表 都道府県のラスパイレース指数＞

順位	都道府県名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	静岡県	111.3	102.8	111.7	103.2	1
2	東京都	111.1	102.7	110.4	102.0	4
3	栃木県	110.2	101.9	104.9	97.0	40
3	福岡県	110.2	101.9	110.3	101.9	8
5	埼玉県	109.8	101.5	110.4	102.1	4
6	千葉県	109.7	101.4	110.5	102.2	3
7	茨城県	109.3	101.0	109.4	101.1	11
7	群馬県	109.3	101.0	109.7	101.4	9
9	宮城県	109.2	100.9	110.6	102.2	2
10	三重県	109.1	100.9	106.2	98.2	36
11	福島県	109.0	100.7	109.7	101.4	9
12	山形県	108.8	100.5	108.7	100.5	16
12	熊本県	108.8	100.6	109.0	100.8	13
14	愛知県	108.7	100.4	109.1	100.8	12
14	奈良県	108.7	100.4	108.8	100.5	14
16	和歌山県	108.6	100.3	108.7	100.4	16
17	新潟県	108.5	100.2	108.6	100.4	18
17	大分県	108.5	100.3	108.8	100.5	14
19	山梨県	108.3	100.1	108.3	100.1	20
19	山口県	108.3	100.1	108.5	100.3	19
21	滋賀県	107.9	99.7	107.3	99.2	31
22	富山県	107.8	99.6	107.7	99.6	24
22	岡山県	107.8	99.6	100.2	92.6	47
22	佐賀県	107.8	99.6	108.3	100.1	20

順位	都道府県名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
25	広島県	107.7	99.5	107.7	99.6	24
26	石川県	107.6	99.4	107.7	99.6	24
27	福井県	107.5	99.3	107.8	99.6	23
28	長崎県	107.3	99.2	108.0	99.8	22
29	青森県	107.2	99.1	107.7	99.5	24
30	京都府	107.1	98.9	107.6	99.5	28
30	愛媛県	107.1	98.9	107.4	99.3	29
32	沖縄県	107.0	98.9	107.4	99.3	29
33	秋田県	106.9	98.8	110.4	102.0	4
34	高知県	106.7	98.6	106.9	98.8	33
35	岩手県	106.5	98.5	107.1	99.0	32
35	長野県	106.5	98.4	106.3	98.2	35
37	岐阜県	106.4	98.3	102.7	95.0	43
38	神奈川県	105.9	97.9	110.4	102.1	4
38	香川県	105.9	97.9	106.0	97.9	37
40	兵庫県	105.8	97.8	105.8	97.8	38
40	宮崎県	105.8	97.8	106.5	98.4	34
40	鹿児島県	105.8	97.7	104.6	96.7	42
43	島根県	105.5	97.5	104.9	97.0	40
44	徳島県	105.0	97.0	105.6	97.6	39
45	北海道	101.9	94.1	102.1	94.4	44
46	大阪府	101.2	93.5	101.4	93.8	45
47	鳥取県	99.1	91.6	101.2	93.6	46

(4) 指定都市のラスパイレース指数の状況《指数が高い順》

＜第4表 指定都市のラスパイレース指数＞

順位	指定都市名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	川崎市	112.3	103.8	112.2	103.7	2
2	横浜市	111.9	103.4	112.0	103.5	3
3	名古屋市	111.6	103.1	112.5	104.0	1
4	北九州市	111.5	103.0	111.6	103.1	4
5	静岡市	111.0	102.6	111.3	102.9	5
6	福岡市	110.7	102.3	110.5	102.2	8
7	さいたま市	110.4	102.0	110.0	101.7	9
7	千葉市	110.4	102.0	109.6	101.3	11
9	京都市	110.3	101.9	111.1	102.7	6
9	神戸市	110.3	101.9	110.6	102.2	7

順位	指定都市名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
11	仙台市	109.5	101.2	109.9	101.6	10
12	岡山市	109.1	100.8	109.5	101.2	12
13	札幌市	108.8	100.5	108.9	100.6	14
14	相模原市	108.5	100.2	109.0	100.7	13
15	広島市	108.1	99.9	108.1	99.9	16
16	熊本市	107.7	99.5	108.6	100.3	15
17	新潟市	107.3	99.2	107.7	99.6	17
18	浜松市	105.9	97.9	105.8	97.8	19
19	大阪市	104.4	96.4	103.8	95.9	20
20	堺市	102.7	94.9	106.3	98.3	18

(5) 中核市(全42市)のラスパイレス指数の状況<指数が高い順>

平成25年4月1日現在

<第5表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H25.4.1		H24.4.1		順位	順位	中核市名	H25.4.1		H24.4.1		順位
		指数	参考値	指数	参考値				指数	参考値	指数	参考値	
1	西宮市	111.5	103.0	112.4	103.9	1	22	金沢市	108.2	100.0	108.3	100.1	26
2	郡山市	111.3	102.8	111.1	102.7	2	23	盛岡市	108.1	99.9	108.1	99.9	28
3	宇都宮市	110.5	102.1	110.5	102.2	5	23	秋田市	108.1	99.9	108.8	100.5	21
3	大津市	110.5	102.1	110.2	101.9	7	23	松山市	108.1	99.9	108.4	100.2	25
5	大分市	110.3	101.9	110.5	102.1	5	23	高知市	108.1	99.9	107.5	99.3	33
6	船橋市	110.2	101.9	110.6	102.2	4	27	久留米市	107.8	99.6	108.2	100.0	27
6	豊田市	110.2	101.8	111.0	102.6	3	28	東大阪市	107.6	99.4	108.8	100.6	21
8	柏市	110.1	101.7	109.8	101.4	10	29	高崎市	107.5	99.4	107.7	99.6	32
9	姫路市	110.0	101.6	109.8	101.5	10	29	和歌山市	107.5	99.3	108.0	99.8	29
10	岐阜市	109.8	101.5	109.7	101.4	13	31	長野市	107.4	99.3	107.9	99.7	30
11	岡崎市	109.7	101.4	109.8	101.5	10	32	青森市	107.3	99.1	107.9	99.7	30
12	いわき市	109.4	101.1	109.7	101.4	13	32	高松市	107.3	99.2	109.3	101.0	17
12	倉敷市	109.4	101.1	109.4	101.1	16	34	前橋市	107.1	99.0	107.2	99.1	37
14	横須賀市	109.3	101.0	109.9	101.6	8	34	長崎市	107.1	99.0	107.4	99.3	34
15	福山市	109.2	100.9	108.9	100.6	20	36	旭川市	107.0	98.9	106.7	98.7	39
16	川越市	109.1	100.8	109.2	100.9	18	36	豊中市	107.0	98.8	107.0	98.9	38
16	鹿児島市	109.1	100.8	109.9	101.6	8	38	高槻市	106.9	98.8	107.3	99.1	36
18	豊橋市	109.0	100.8	109.0	100.7	19	39	尼崎市	106.3	98.2	107.4	99.3	34
19	富山市	108.8	100.6	108.8	100.6	21	40	那覇市	106.1	98.0	106.5	98.4	-
20	下関市	108.7	100.5	108.8	100.6	21	41	奈良市	105.6	97.5	104.9	96.9	40
21	宮崎市	108.4	100.2	109.6	101.3	15	42	函館市	99.6	92.0	100.6	93.0	41

※那覇市は、平成25年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,680団体）のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

平成25年4月1日現在

(上位団体)

順位	市区町村名		H25.4.1		H24.4.1			順位
			指数	参考値	指数	参考値	順位	
1	兵庫県	芦屋市	114.0	105.3	113.7	105.1	1	
2	千葉県	八千代市	112.4	103.8	111.1	102.6	22	
3	兵庫県	伊丹市	112.3	103.8	111.2	102.8	20	
4	千葉県	松戸市	112.0	103.5	111.0	102.6	25	
5	千葉県	芝山町	111.9	103.4	110.4	102.0	45	
6	東京都	武蔵野市	111.8	103.2	110.8	102.3	32	
7	埼玉県	熊谷市	111.6	103.0	112.1	103.5	7	
8	埼玉県	川口市	111.5	103.0	111.4	103.0	17	
8	千葉県	市川市	111.5	103.0	112.4	103.9	6	
8	千葉県	神崎町	111.5	102.9	112.7	103.9	5	
11	東京都	町田市	111.3	102.9	110.4	102.1	45	
11	東京都	福生市	111.3	102.8	109.6	101.3	83	
11	愛知県	東海市	111.3	102.9	111.2	102.8	20	
14	千葉県	市原市	111.2	102.7	111.5	103.0	15	
14	東京都	稲城市	111.2	102.7	110.3	101.9	51	
14	三重県	四日市市	111.2	102.7	110.8	102.4	32	
17	埼玉県	上尾市	111.1	102.6	111.4	103.0	17	
17	埼玉県	戸田市	111.1	102.7	111.9	103.4	10	
17	千葉県	我孫子市	111.1	102.6	111.6	103.1	14	
17	千葉県	袖ヶ浦市	111.1	102.7	110.7	102.4	36	
17	東京都	小金井市	111.1	102.6	110.6	102.1	40	
22	埼玉県	越谷市	111.0	102.5	110.3	102.0	51	
22	埼玉県	桶川市	111.0	102.6	111.9	103.5	10	
22	静岡県	熱海市	111.0	102.5	110.4	102.0	45	
22	静岡県	三島市	111.0	102.5	110.7	102.2	36	
22	兵庫県	三田市	111.0	102.6	111.3	102.9	19	
22	長崎県	時津町	111.0	102.5	111.0	102.5	25	
28	東京都	瑞穂町	110.9	102.4	109.3	101.0	112	
28	愛知県	岩倉市	110.9	102.5	110.8	102.4	32	
30	埼玉県	滑川町	110.8	102.4	111.0	102.5	25	
30	千葉県	鎌ヶ谷市	110.8	102.3	112.0	103.5	9	
30	東京都	調布市	110.8	102.3	110.8	102.3	32	
30	愛知県	犬山市	110.8	102.4	111.0	102.6	25	
34	神奈川県	藤沢市	110.7	102.3	113.4	104.8	3	
34	静岡県	沼津市	110.7	102.3	110.6	102.3	40	
34	広島県	竹原市	110.7	102.2	111.0	102.6	25	
37	埼玉県	入間市	110.6	102.2	110.4	102.0	45	
37	静岡県	御殿場市	110.6	102.2	111.1	102.7	22	
39	埼玉県	八潮市	110.5	102.0	111.5	103.0	15	
39	大阪府	阪南市	110.5	102.0	108.8	100.5	167	
39	大分県	日田市	110.5	102.1	110.7	102.3	36	
42	東京都	国分寺市	110.4	102.0	109.2	100.9	119	
42	東京都	狛江市	110.4	101.9	109.4	101.0	101	
42	東京都	羽村市	110.4	101.9	109.4	101.1	101	
42	神奈川県	開成町	110.4	102.0	109.4	101.1	101	
42	静岡県	藤枝市	110.4	102.0	110.0	101.7	63	
47	埼玉県	和光市	110.3	101.9	110.2	101.9	56	
47	埼玉県	北本市	110.3	101.9	110.3	101.9	51	
47	千葉県	佐倉市	110.3	101.9	111.0	102.5	25	
47	岡山県	玉野市	110.3	101.9	109.7	101.4	76	
47	福岡県	行橋市	110.3	101.9	111.1	102.7	22	



(下位団体)

順位	市区町村名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
1	大分県 姫島村	78.6	72.5	78.9	72.9	1
2	新潟県 粟島浦村	79.6	73.4	81.6	75.3	2
3	北海道 夕張市	83.1	76.7	82.4	76.1	3
4	北海道 留萌市	85.5	79.0	85.5	79.0	4
5	青森県 大鱒町	87.7	81.0	89.2	82.4	5
6	沖縄県 多良間村	88.2	81.4	90.5	83.4	8
7	沖縄県 与那国町	89.7	82.7	94.0	86.9	26
8	京都府 笠置町	90.9	83.9	93.3	86.0	19
8	鹿児島県 与論町	90.9	83.9	89.9	83.0	7
10	鹿児島県 伊仙町	91.0	84.0	89.2	82.4	5
11	愛媛県 上島町	91.4	84.4	92.5	85.5	12
12	沖縄県 座間味村	92.2	85.0	105.2	97.1	929
13	沖縄県 伊平屋村	92.3	85.3	91.1	84.1	9
14	東京都 御蔵島村	92.8	85.6	92.5	85.4	12
14	石川県 穴水町	92.8	85.8	93.6	86.5	22
16	埼玉県 皆野町	93.0	85.9	92.5	85.4	12
16	石川県 中能登町	93.0	85.9	92.5	85.5	12
18	福井県 池田町	93.4	86.2	92.5	85.4	12
18	沖縄県 粟国村	93.4	86.2	92.0	84.8	11
20	鹿児島県 徳之島町	93.5	86.4	93.5	86.4	21
21	奈良県 天川村	93.9	86.7	93.6	86.5	22
22	奈良県 下北山村	94.0	86.7	92.5	85.3	12
22	愛媛県 愛南町	94.0	86.8	93.3	86.2	19
24	沖縄県 北大東村	94.1	86.9	94.4	87.3	29
25	石川県 宝達志水町	94.2	86.9	94.1	86.8	27
26	沖縄県 東村	94.3	87.0	95.6	88.2	39

順位	市区町村名	H25.4.1		H24.4.1		
		指数	参考値	指数	参考値	順位
26	沖縄県 渡名喜村	94.3	87.1	94.7	87.4	30
28	青森県 黒石市	94.7	87.5	93.7	86.6	24
29	秋田県 井川町	95.0	87.8	96.1	88.8	43
30	東京都 青ヶ島村	95.2	88.3	94.7	87.8	30
31	愛媛県 伊方町	95.3	88.0	94.8	87.6	32
32	岐阜県 白川町	95.4	88.0	93.7	86.5	24
33	秋田県 八郎潟町	95.5	88.4	95.6	88.5	39
33	群馬県 神流町	95.5	88.3	96.9	89.6	51
35	沖縄県 南大東村	95.6	88.3	94.3	87.2	28
36	愛知県 東栄町	95.7	88.4	96.1	88.7	43
36	高知県 佐川町	95.7	88.4	99.4	91.7	168
38	岩手県 田野畑村	95.8	88.5	96.9	89.4	51
38	大阪府 泉佐野市	95.8	88.4	94.9	87.7	34
40	群馬県 上野村	95.9	88.6	97.9	90.4	84
41	鹿児島県 阿久根市	96.0	88.7	97.3	89.8	64
42	長野県 泰阜村	96.1	88.6	96.1	88.7	43
43	東京都 三宅村	96.2	88.9	95.5	88.2	37
43	岐阜県 東白川村	96.2	88.7	97.2	89.8	62
43	和歌山県 高野町	96.2	88.9	97.5	90.1	69
46	宮崎県 西米良村	96.4	89.1	96.0	88.6	42
47	奈良県 上牧町	96.5	89.1	92.5	85.4	12
48	岐阜県 池田町	96.6	89.2	96.6	89.2	48
48	熊本県 産山村	96.6	89.1	97.8	90.2	80
50	福島県 泉崎村	96.7	89.1	97.6	90.0	71
50	山梨県 小菅村	96.7	89.4	97.2	89.8	62
50	奈良県 上北山村	96.7	89.2	95.3	87.9	36

(7) 都道府県のラスパイレース指数の状況 (H25.7.1現在) <<指数が高い順>>

平成25年7月1日現在

<第7表 都道府県のラスパイレース指数>

順位	都道府県名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
1	東京都	111.1	111.1	2	
1	静岡県	111.1	111.3	1	
3	山形県	108.8	108.8	12	
4	愛知県	108.6	108.7	14	
5	新潟県	108.5	108.5	17	
6	香川県	105.7	105.9	38	
7	三重県	103.4	109.1	10	
8	神奈川県	102.8	105.9	38	
9	栃木県	102.7	110.2	3	
10	秋田県	101.7	106.9	33	
10	岐阜県	101.7	106.4	37	
12	福岡県	101.6	110.2	3	
13	千葉県	101.5	109.7	6	
14	埼玉県	101.4	109.8	5	
15	茨城県	101.3	109.3	7	
16	福島県	101.2	109.0	11	
16	大阪府	101.2	101.2	46	
18	群馬県	101.1	109.3	7	
19	和歌山県	100.9	108.6	16	
20	徳島県	100.8	105.0	44	
21	宮城県	100.6	109.2	9	
21	滋賀県	100.6	107.9	21	
21	兵庫県	100.6	105.8	40	
24	山梨県	100.4	108.3	19	

順位	都道府県名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
24	奈良県	100.4	108.7	14	
24	熊本県	100.4	108.8	12	
24	大分県	100.4	108.5	17	
28	山口県	100.3	108.3	19	
29	長野県	100.0	106.5	35	
29	島根県	100.0	105.5	43	
31	石川県	99.9	107.6	26	
31	愛媛県	99.9	107.1	30	
33	岡山県	99.7	107.8	22	
33	高知県	99.7	106.7	34	
35	富山県	99.6	107.8	22	
35	福井県	99.6	107.5	27	
35	広島県	99.6	107.7	25	
38	青森県	99.5	107.2	29	
38	京都府	99.5	107.1	30	
38	宮崎県	99.5	105.8	40	
41	北海道	99.3	101.9	45	
41	佐賀県	99.3	107.8	22	
41	沖縄県	99.3	107.0	32	
44	鹿児島県	99.2	105.8	40	
45	岩手県	99.0	106.5	35	
45	鳥取県	99.0	99.1	47	
47	長崎県	98.9	107.3	28	

(8) 指定都市のラスパイレース指数の状況 (H25.7.1現在) <<指数が高い順>>

<第8表 指定都市のラスパイレース指数>

順位	指定都市名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
1	川崎市	112.0	112.3	1	
2	静岡市	111.0	111.0	5	
3	仙台市	109.3	109.5	11	
4	岡山市	109.0	109.1	12	
5	札幌市	108.4	108.8	13	
6	名古屋市	108.1	111.6	3	
7	新潟市	107.1	107.3	17	
8	神戸市	107.0	110.3	9	
9	横浜市	106.2	111.9	2	
10	浜松市	105.6	105.9	18	

順位	指定都市名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	順位	
11	京都市	105.4	110.3	9	
12	千葉市	105.1	110.4	7	
13	大阪市	104.3	104.4	19	
14	北九州市	103.3	111.5	4	
15	福岡市	103.0	110.7	6	
16	堺市	102.5	102.7	20	
17	さいたま市	102.3	110.4	7	
17	相模原市	102.3	108.5	14	
19	広島市	101.5	108.1	15	
20	熊本市	99.7	107.7	16	

(9) 中核市（全42市）のラスパイレス指数の状況（H25.7.1現在）《指数が高い順》

平成25年7月1日現在

<第9表 中核市(全42市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
1	西宮市	113.4	111.5	1
2	柏市	111.5	110.1	8
3	郡山市	110.7	111.3	2
4	大津市	110.4	110.5	3
5	豊田市	110.2	110.2	6
6	船橋市	110.0	110.2	6
7	岡崎市	109.7	109.7	11
8	いわき市	109.3	109.4	12
9	福山市	109.1	109.2	15
10	横須賀市	109.0	109.3	14
11	川越市	108.9	109.1	16
11	大分市	108.9	110.3	5
13	秋田市	107.9	108.1	23
13	高知市	107.9	108.1	23
15	東大阪市	107.4	107.6	28
16	長野市	107.3	107.4	31
17	前橋市	107.1	107.1	34
18	青森市	106.9	107.3	32
19	豊中市	106.8	107.0	36
20	旭川市	106.7	107.0	36
21	高槻市	106.6	106.9	38

順位	中核市名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
22	尼崎市	106.0	106.3	39
23	岐阜市	105.7	109.8	10
23	那覇市	105.7	106.1	40
25	豊橋市	104.6	109.0	18
26	高松市	104.4	107.3	32
27	和歌山市	103.6	107.5	29
28	宮崎市	103.0	108.4	21
29	下関市	102.7	108.7	20
30	宇都宮市	102.5	110.5	3
31	倉敷市	102.2	109.4	12
32	長崎市	101.6	107.1	34
33	姫路市	101.4	110.0	9
34	富山市	100.6	108.8	19
35	鹿児島市	100.4	109.1	16
36	松山市	100.0	108.1	23
37	金沢市	99.8	108.2	22
37	奈良市	99.8	105.6	41
39	盛岡市	99.7	108.1	23
39	久留米市	99.7	107.8	27
41	函館市	99.4	99.6	42
42	高崎市	99.3	107.5	29

(10) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,680団体）のラスパイルス指数の状況（H25.7.1現在）

平成25年7月1日現在

<第10表 市区町村のラスパイルス指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

順位	団体名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
1	兵庫県芦屋市	113.8	114.0	1
2	東京都武蔵野市	113.2	111.8	6
3	千葉県我孫子市	112.7	111.1	17
4	大阪府松原市	112.4	108.5	184
5	東京都小金井市	112.3	111.1	17
6	千葉県八千代市	112.2	112.4	2
6	神奈川県藤沢市	112.2	110.7	34
6	兵庫県伊丹市	112.2	112.3	3
9	千葉県鎌ヶ谷市	112.1	110.8	30
10	静岡県御殿場市	111.8	110.6	37
11	福島県福島市	111.7	109.7	75
11	東京都国分寺市	111.7	110.4	42
13	千葉県松戸市	111.5	112.0	4
13	静岡県富士市	111.5	110.1	57
15	千葉県芝山町	111.4	111.9	5
16	愛知県東海市	111.3	111.3	11
17	千葉県市川市	111.2	111.5	8
17	東京都町田市	111.2	111.3	11
17	東京都稲城市	111.2	111.2	14
17	三重県四日市市	111.2	111.2	14
21	千葉県市原市	111.1	111.2	14
21	東京都福生市	111.1	111.3	11
23	千葉県袖ヶ浦市	110.9	111.1	17
23	静岡県熱海市	110.9	111.0	22
25	東京都瑞穂町	110.8	110.9	28

順位	団体名	H25.7.1	H25.4.1	
		指数	指数	順位
26	埼玉県越谷市	110.7	111.0	22
26	東京都青梅市	110.7	109.3	101
26	兵庫県三田市	110.7	111.0	22
29	神奈川県逗子市	110.6	109.2	107
29	愛知県岩倉市	110.6	110.9	28
31	東京都調布市	110.5	110.8	30
31	愛知県犬山市	110.5	110.8	30
33	埼玉県入間市	110.4	110.6	37
33	東京都多摩市	110.4	109.4	93
33	神奈川県開成町	110.4	110.4	42
33	静岡県三島市	110.4	111.0	22
37	静岡県藤枝市	110.3	110.4	42
37	福岡県行橋市	110.3	110.3	47
39	埼玉県和光市	110.2	110.3	47
39	東京都羽村市	110.2	110.4	42
39	愛知県豊川市	110.2	110.2	52
39	大阪府阪南市	110.2	110.5	39
43	千葉県佐倉市	110.1	110.3	47
43	東京都狛江市	110.1	110.4	42
43	愛知県小牧市	110.1	110.2	52
43	大分県日田市	110.1	110.5	39
47	三重県鈴鹿市	110.0	110.1	57
48	福島県桑折町	109.9	109.9	64
48	千葉県木更津市	109.9	109.8	68
48	千葉県成田市	109.9	110.0	60

平成25年7月1日現在

(下位団体)

順位	団体名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	指数	順位
1	大分県姫島村	76.8	78.6		1
2	新潟県栗島浦村	79.6	79.6		2
3	北海道夕張市	82.9	83.1		3
4	北海道留萌市	85.3	85.5		4
5	青森県大鱈町	87.7	87.7		5
6	沖縄県与那国町	89.0	89.7		7
7	京都府笠置町	90.1	90.9		8
8	鹿児島県与論町	90.7	90.9		8
9	鹿児島県伊仙町	90.9	91.0		10
10	沖縄県渡名喜村	91.3	94.3		26
11	石川県穴水町	91.7	92.8		14
12	愛媛県上島町	91.9	91.4		11
13	東京都御蔵島村	92.1	92.8		14
14	沖縄県座間味村	92.2	92.2		12
15	沖縄県伊平屋村	92.3	92.3		13
16	鹿児島県徳之島町	92.6	93.5		20
17	石川県中能登町	92.9	93.0		16
18	埼玉県皆野町	93.0	93.0		16
19	沖縄県多良間村	93.1	88.2		6
20	秋田県八郎潟町	93.4	95.5		33
20	福井県池田町	93.4	93.4		18
22	沖縄県栗国村	93.5	93.4		18
23	愛媛県愛南町	93.6	94.0		22
24	青森県黒石市	94.0	94.7		28
24	奈良県下北山村	94.0	94.0		22
24	沖縄県北大東村	94.0	94.1		24

順位	団体名	H25.7.1		H25.4.1	
		指数	指数	指数	順位
27	沖縄県東村	94.1	94.3		26
28	石川県宝達志水町	94.2	94.2		25
28	奈良県天川村	94.2	93.9		21
30	東京都三宅村	94.3	96.2		43
30	沖縄県南大東村	94.3	95.6		35
32	岐阜県白川町	94.7	95.4		32
33	長野県売木村	94.8	96.9		54
34	愛媛県伊方町	94.9	95.3		31
35	秋田県井川町	95.0	95.0		29
36	東京都青ヶ島村	95.2	95.2		30
37	岩手県田野畑村	95.4	95.8		38
38	群馬県神流町	95.5	95.5		33
39	大阪府泉佐野市	95.6	95.8		38
40	群馬県上野村	95.7	95.9		40
40	愛知県東栄町	95.7	95.7		36
42	岐阜県東白川村	95.8	96.2		43
43	長野県泰阜村	96.0	96.1		42
43	鹿児島県阿久根市	96.0	96.0		41
45	和歌山県高野町	96.1	96.2		43
45	高知県佐川町	96.1	95.7		36
45	福岡県田川市	96.1	103.7		637
45	福岡県うきは市	96.1	104.0		696
49	和歌山県湯浅町	96.2	99.3		154
49	島根県奥出雲町	96.2	99.4		158
49	宮崎県西米良村	96.2	96.4		46

## 2 平均給与月額

<第11表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	H25	42.5	337,404	82,629	420,033	378,380	43.0	318,352 (343,646)	384,842 (413,983)	
	H24	42.7	339,171	82,459	421,630	380,826	42.8	317,013 (342,168)	382,800 (411,745)	
主な内訳	一般行政職	H25	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822	43.1	307,220 (332,446)	376,257 (405,463)
		H24	43.1	331,189	80,081	411,270	373,923	42.8	304,944 (329,917)	372,906 (401,789)
	技能労務職	H25	48.3	319,325	61,370	380,695	356,855	49.9	272,119 (286,850)	309,534 (325,400)
		H24	48.1	318,959	61,907	380,866	357,233	49.7	270,465 (285,030)	307,506 (323,181)
	高等学校教育職	H25	44.8	383,266	60,590	443,856	420,485	—	—	—
		H24	44.8	384,493	61,280	445,773	422,397	—	—	—
	小・中学校教育職	H25	43.6	367,031	52,724	419,755	403,243	—	—	—
		H24	43.8	368,725	53,172	421,897	405,388	—	—	—
	警察職	H25	39.0	320,810	140,939	461,749	364,672	41.2	297,683 (316,267)	346,775 (367,489)
		H24	39.3	322,203	140,658	462,861	367,205	41.2	297,622 (316,195)	346,716 (367,421)

※ 1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。  
(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

3 「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

4 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

5 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

6 国家公務員の「平均俸給月額」及び「平均給与月額」欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

<第12表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H25)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体	42.8	328,842	80,177	409,019	370,822
都道府県	43.4	335,404	84,569	419,973	375,236
指定都市	42.3	332,553	112,278	444,831	391,372
市	42.7	326,837	73,320	400,157	366,159
町村	42.5	313,855	45,381	359,236	341,234
特別区	42.5	325,508	120,294	445,802	403,409
国	43.1	307,220 (332,446)	—	—	376,257 (405,463)

- ※ 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第11表に同じ。  
 2 国の欄の下段括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

### 3 特殊勤務手当

<第13表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H15		H24		H25		H24 → H25		H15 → H25	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 18,101	(円) 5,813	(百万円) 15,329	(円) 5,529	(百万円) 15,581	(円) 5,653	(百万円) 252	(円) 124	(百万円) △ 2,520	(円) △ 160
都道府県	6,961	4,270	6,941	4,580	7,011	4,649	70	69	50	379
指定都市	2,642	10,910	1,136	4,678	1,113	4,621	△ 23	△ 57	△ 1,529	△ 6,289
市	5,213	7,585	5,190	7,265	5,284	7,450	94	185	71	△ 135
町 村	1,196	3,441	569	4,025	566	4,066	△ 3	41	△ 630	625
特別区	249	3,328	60	968	59	963	△ 1	△ 5	△ 190	△ 2,365

<第14表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H15		H24		H25		H24→H25	H15→H25
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,113,826	(円) 5,813	(人) 2,772,480	(円) 5,529	(人) 2,756,186	(円) 5,653	(円) 124	(円) △ 160
一般行政職	965,356	1,032	834,873	414	832,814	427	13	△ 605
医師・歯科医師職	23,344	164,666	12,596	217,507	12,289	224,165	6,658	59,499
看護・保健職	157,095	16,610	96,473	13,369	94,425	13,498	129	△ 3,112
消防職	153,115	8,203	157,128	5,883	157,658	5,830	△ 53	△ 2,373
警察職	237,963	10,504	255,734	9,071	256,026	9,119	48	△ 1,385

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など



## 国・地方の公務員給与の比較方法に関する意見交換について

### 1. 概要

国と地方の給与比較のあり方について、地方から様々な意見が寄せられていることを踏まえ、今後の国・地方の給与比較のあり方について意見交換の場を設け、平成25年12月～平成26年2月に2回にわたり議論を行った。

<メンバー>

総務省：公務員部長、公務員課長、給与能率推進室長

地方側：全国知事会、全国市長会、全国町村会の推薦団体（岐阜県、さいたま市、さぬき市、宮城県利府町）の部課長等

### 2. 意見交換における主な意見

- ・ 現行のラスパイレス指数には、一定の合理性や長年の実績がある。
- ・ 給与実態調査の公表の際、国と地方では手当に差があること、平均給与月額では地方の方が低いことなど分かりやすく公表すべきではないか。
- ・ 給与比較において、地域手当を何らかに加味すべきではないか。
- ・ 指定職の職務や責任、給与制度の相違はあるが、国の行政の中の典型的な職種でもあることから、ラスパイレス指数に指定職も含めた場合の試算をしてはどうか。  
などの意見があった。

### 3. 意見を踏まえた対応

2の意見を踏まえ、地方公務員給与実態調査の公表において、以下の充実を図った。

- ① 国と地方の給与について、給与に占める給料と手当の状況、平均給与月額の推移などラスパイレス指数以外の数値を分かりやすく公表  
→ポイント「2 平均給与月額」
- ② 各団体の地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」を算出し公表  
→14頁「参考 地域手当補正後ラスパイレス指数」
- ③ ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値を算出し公表  
→15頁「参考 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値」

## [参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

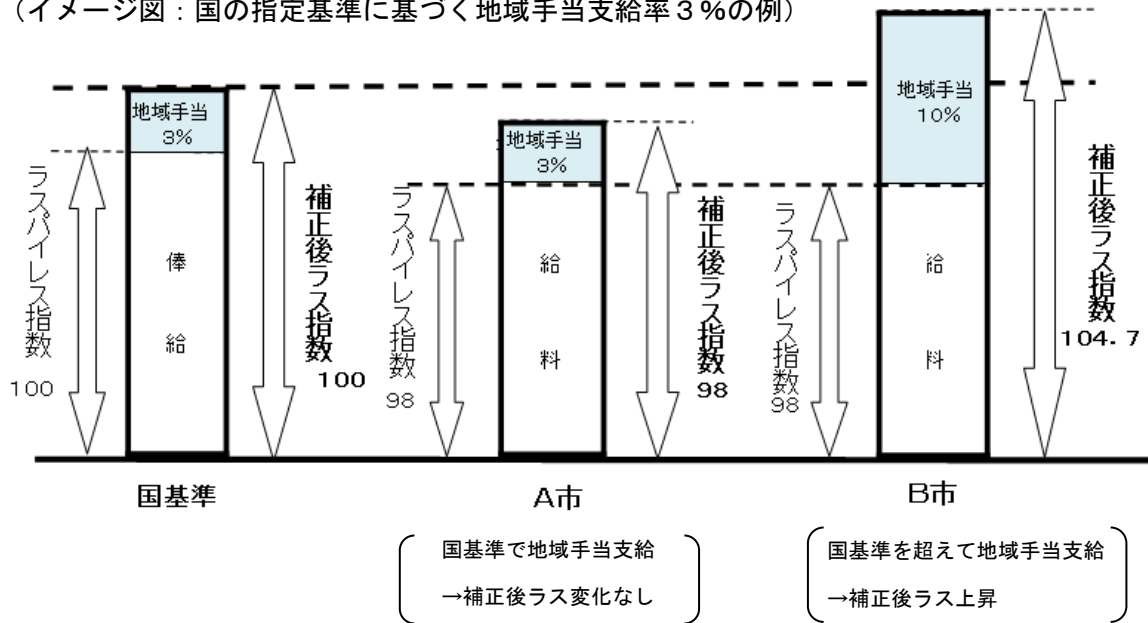
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

### 1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



### 2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区分	ラスパイレス指数		地域手当補正後ラスパイレス指数		差引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.7	98.7	△ 0.2	△ 0.1
都道府県	107.4	99.3	106.9	98.8	△ 0.5	△ 0.5
指定都市	109.1	100.8	108.8	100.5	△ 0.3	△ 0.3
市	106.6	98.5	106.7	98.6	0.1	0.1
町村	103.2	95.4	103.4	95.6	0.2	0.2
特別区	108.2	100.0	108.2	100.0	0.0	0.0

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

**[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値**

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、今般、試みとして算出したものである。

**1 指定職俸給表が適用される主な官職**

号俸	主な官職
八号俸	事務次官、 会計検査院事務総長、人事院事務総長、 警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官 等
七号俸	警視總監
六号俸	会計検査院事務総局次長、内閣府審議官、 公正取引委員会事務総長、警察庁次長、 総務審議官、外務審議官、財務官、技監、 原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長 等
五号俸	試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
四号俸	内部部局の長、 試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
三号俸	外局の次長、 試験所・研究所・病院又は療養所の長 等
一号俸又は二号俸	本府省の部長 等、 その他上記に掲げる施設以外の長 等

指定職俸給表適用職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在） 8 4 3 人  
 （行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 1 3 9 , 5 4 5 人）

**2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）**

＜試算方法＞

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記 8 4 3 人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成 25 年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の 2 つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成 25 年 4 月 1 日現在

区 分	ラスパイレス指数		指定職を含めた 場合の試算値		差 引	
	A	(参考値)	B	(参考値)	B-A	(参考値)
全地方公共団体	106.9	98.8	106.3	98.2	△ 0.6	△ 0.6
都 道 府 県	107.4	99.3	106.9	98.7	△ 0.5	△ 0.6
指 定 都 市	109.1	100.8	108.5	100.3	△ 0.6	△ 0.5
市	106.6	98.5	106.1	98.0	△ 0.5	△ 0.5
町 村	103.2	95.4	102.7	94.9	△ 0.5	△ 0.5
特 別 区	108.2	100.0	107.6	99.4	△ 0.6	△ 0.6

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値

## 2 他の給与関連調査結果

### <参考1>

給与制度・運用の適正化状況 ..... P17

### <参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について ..... P18

### <参考3>

地方公務員の地域手当について ..... P21

### <参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について ..... P23

平成26年3月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：土屋・小林

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23248)

<参考1>

## 給与制度・運用の適正化状況

平成24年度中において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ77団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ696団体であった。

○ 平成24年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区分	初任給基準 の是正	わたりの 適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小計 (A)
都道府県	0	0	0	0	0
指定都市	1	1	1	0	3
市区	9	15	12	5	41
町村	8	6	6	13	33
計	18	22	19	18	77

区分	諸手当の適正化			退職手当 の是正	小計 (B)	合計 (A)+(B)
	特殊勤務 手当	住居手当	その他の 手当			
都道府県	13	15	2	21	51	51
指定都市	1	6	1	4	12	15
市区	63	108	46	155	372	413
町村	34	71	44	112	261	294
計	111	200	93	292	696	773

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

# 地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
  - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項  
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

## 「わたり」の制度のある団体（平成25年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は **69団体（3.9%）**

〔対前年度比：▲16団体〕

（単位：団体数）

区 分	平成25年 4月1日時点	平成24年 4月1日時点	H25-H24	（参考） 平成21年 4月1日時点
全 団 体	69/1,789 (3.9%)	85/1,789 (4.8%)	▲16団体	221/1,847 (12.0%)
都道府県	0/47 (0.0%)	0/47 (0.0%)	増減なし	3/47 (6.4%)
指定都市	0/20 (0.0%)	0/20 (0.0%)	増減なし	1/18 (5.6%)
市	52/767 (6.8%)	67/767 (8.7%)	▲15団体	127/765 (16.6%)
町 村	17/932 (1.8%)	18/932 (1.9%)	▲ 1団体	90/994 (9.1%)
特別区	0/23 (0.0%)	0/23 (0.0%)	増減なし	0/23 (0.0%)

※1 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※2 上記のほか、都道府県・指定都市においては、「わたり」に係る課題のある団体（団体側は「わたり」ではないとしているが、説明が不十分と考えられるもの。）が、平成21年で5団体、平成24年で1団体、平成25年は0団体となっている。

<参考2-②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

平成25年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	8	79	室蘭市、苫小牧市、登別市、八雲町、東神楽町、音威子府村、幕別町、芽室町	▲ 1	▲ 26
茨城県				▲ 1	▲ 3
群馬県	1	2	南牧村	0	1
埼玉県	4	1,150	川越市、草加市、越谷市、三芳町	0	▲ 273
千葉県	1	69	浦安市	▲ 1	▲ 93
神奈川県	1	25	鎌倉市	0	▲ 5
長野県	9	369	長野市、松本市、上田市、茅野市、南相木村、軽井沢町、飯島町、南木曾町、王滝村	▲ 1	▲ 68
岐阜県				▲ 1	▲ 111
静岡県	2	31	熱海市、伊東市	0	▲ 14
三重県	1	1	紀宝町	0	▲ 1
大阪府	15	2,982	豊中市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、大東市、箕面市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市	▲ 4	▲ 165
奈良県	6	967	奈良市、大和郡山市、桜井市、生駒市、香芝市、安堵町	0	▲ 74
広島県	1	319	三次市	0	▲ 24
香川県	2	37	坂出市、直島町	0	▲ 13
大分県	9	1,152	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、由布市、玖珠町	▲ 1	▲ 229
宮崎県	3	240	小林市、日向市、えびの市	▲ 1	▲ 153
鹿児島県	5	1,289	鹿児島市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、天城町	▲ 5	▲ 549
沖縄県	1	12	名護市	0	▲ 1
合計	69	8,724		▲ 16	▲ 1,801

※上記のほか、「わたり」に係る課題を見直した団体として、大阪市がある。

<参考2-③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成25年4月1日現在

1 都道府県

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、島根県、熊本県、沖縄県
---

2 指定都市

浜松市、熊本市
---------

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	旭川市、帯広市、苫小牧市、石狩市、木古内町、七飯町、せたな町、余市町、奈井江町、長沼町、新十津川町、鷹栖町、上川町、美瑛町、小平町、美幌町、中標津町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	釜石市、金ヶ崎町
秋田県	秋田市、男鹿市
山形県	鶴岡市、酒田市、上山市、南陽市、河北町、大江町
福島県	郡山市
茨城県	下妻市、茨城町
栃木県	真岡市、益子町
千葉県	袖ヶ浦市、大多喜町
東京都	武蔵野市、小平市、日野市、東久留米市
神奈川県	横須賀市、小田原市
新潟県	上越市、湯沢町
富山県	魚津市
長野県	伊那市、佐久市
滋賀県	竜王町
京都府	城陽市、八幡市、久御山町
大阪府	岸和田市、池田市、吹田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、四條畷市、忠岡町、熊取町
奈良県	田原本町
鳥取県	米子市、境港市
岡山県	津山市
広島県	呉市
徳島県	阿南市
高知県	安芸市、四万十市、香美市、馬路村、越知町、三原村
大分県	中津市、国東市、日出町
宮崎県	串間市、西都市、
鹿児島県	鹿屋市、枕崎市、出水市、西之表市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、伊佐市
沖縄県	石垣市、浦添市、沖縄市、うるま市

※ 参考2-②、参考2-③と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。



## 地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約2割の団体（417団体／1,789団体、23.4%）において、地域手当を支給している。

地域手当を支給している団体のうち、

- 国基準と同様の支給率である団体は、284団体（15.9%）
- 国基準を上回る支給率である団体は、78団体（4.4%）
- 国基準を下回る支給率である団体は、63団体（3.5%）

### 地域手当の支給状況（平成25年4月1日時点）

区分	地域手当 支給団体数	国基準と比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全 団 体	417 (23.3%)	284 (15.9%)	78 (4.4%)	63 (3.5%)	1,789
都道府県	27 (57.4%)	5 (10.6%)	1 (2.1%)	24 (51.1%)	47
指定都市	18 (90.0%)	13 (65.0%)	0 (0%)	5 (25.0%)	20
市町村	349 (20.5%)	243 (14.3%)	77 (4.5%)	35 (2.1%)	1,699
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	23

※国支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体（8団体）が一部みられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

# 国基準を上回る支給率の団体について

全地方公共団体（1,789団体）のうち、

○国基準を上回る支給率である団体は、78団体（4.4%）

○都道府県 47団体内 1団体

○市町村 1,699団体内 77団体

※指定都市及び特別区については、該当団体無し。

## 国基準を上回る支給率の団体

### 都道府県

東京都（当該団体支給率:17.65% 国基準支給率:16.61%）

### 市町村

以下の77市町村が該当。

都道府県名	市町村名	地域手当支給率(%)		都道府県名	市町村名	地域手当支給率(%)		都道府県名	市町村名	地域手当支給率(%)	
		当該団体	国基準			当該団体	国基準			当該団体	国基準
茨城県(1)	東海村	2.50	0.00	神奈川県(12)	瑞穂町	10.50	0.00	愛知県(11)	岡崎市	8.00	3.00
栃木県(1)	宇都宮市	6.00	5.79		日の出町	8.00	0.00		安城市	10.00	3.00
群馬県(2)	前橋市	3.00	2.92		檜原村	7.50	0.00		西尾市	6.50	4.68
	高崎市	3.00	2.70		奥多摩町	8.00	0.00		東海市	8.00	3.00
埼玉県(9)	熊谷市	3.00	2.82		平塚市	10.00	6.00		大府市	8.00	6.00
	川口市	9.00	5.57		藤沢市	12.00	10.00		知立市	6.50	3.00
	所沢市	8.00	6.00		南足柄市	5.00	0.00		高浜市	6.50	0.00
	加須市	5.00	4.76		綾瀬市	10.00	3.00		みよし市	6.50	3.00
	草加市	6.00	3.00		葉山町	10.00	6.00		長久手市	6.00	3.00
	戸田市	8.00	6.00		寒川町	10.00	0.00		武豊町	3.00	0.00
	朝霞市	10.00	6.00		中井町	3.00	0.00		幸田町	5.00	0.00
	久喜市	3.00	2.63		大井町	3.00	0.00	三重県(5)	亀山市	4.00	0.00
	三芳町	8.00	3.00	山北町	3.00	0.00	菰野町		2.00	0.00	
	千葉県(9)	木更津市	3.00	0.00	開成町	3.00	0.00		朝日町	3.00	0.00
佐倉市		7.00	6.00	愛川町	10.00	0.00	川越町		3.00	0.00	
柏市		6.50	6.00	清川村	10.00	0.00	明和町		1.00	0.00	
市原市		7.00	6.00	山梨県(1)	昭和町	5.00	0.00	京都府(4)	向日市	6.00	3.00
流山市		7.00	3.00		長野県(1)	松本市	3.00		2.93	木津川市	3.00
鎌ヶ谷市		7.00	6.00	静岡県(8)	富士宮市	3.00	2.77		大山崎町	4.00	3.00
君津市		7.00	0.00		富士市	5.00	2.98		久御山町	5.00	0.00
富里市		3.00	0.00		焼津市	3.00	2.76	兵庫県(3)	明石市	9.00	3.00
芝山町	3.00	0.00	藤枝市		3.00	0.00	稲美町		3.00	0.00	
東京都(8)	三鷹市	15.00	10.00		湖西市	3.00	0.00		播磨町	3.00	0.00
	東久留米市	10.00	6.00		清水町	6.00	0.00	福岡県(2)	宗像市	2.50	0.00
	武蔵村山市	10.00	3.00		長泉町	6.00	0.00		苅田町	2.50	0.00
	羽村市	12.00	6.00		小山町	6.00	0.00				

※各都道府県における表( )内の数値は、支給率が国基準を上回っている市町村数である。

※都道府県及び合併市町村の地域手当支給率については、地域ごとの支給率に対応した職員数の加重平均で算出している。

## 地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の7割以上の団体（1,335団体／1,789団体、74.6%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

### 自宅に係る住居手当の状況（平成25年4月1日時点）

区 分	制度がない団体	制度が残っている団体	区分別 団体数
全 団 体	1,335団体 (74.6%)	454団体 (25.4%)	1,789団体
都道府県	45団体 (95.7%)	2団体 (4.3%)	47団体
指定都市	10団体 (50.0%)	10団体 (50.0%)	20団体
市町村	1,280団体 (75.3%)	419団体 (24.7%)	1,699団体
特別区	0団体 (0.0%)	23団体 (100%)	23団体

※割合は、区分別団体数に対するものである。

※「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（平成25年4月1日現在）

○都道府県(2団体)：福井県、和歌山県

○政令市(10団体)：札幌市、さいたま市、川崎市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	126	178
青森県	0	40
岩手県	0	33
宮城県	0	34
秋田県	0	25
山形県	0	35
福島県	0	59
茨城県	4	44
栃木県	5	26
群馬県	0	35
埼玉県	36	62
千葉県	18	53
東京都	28	62
神奈川県	23	30
新潟県	0	29
富山県	1	15
石川県	0	19
福井県	2	17
山梨県	1	27
長野県	1	77
岐阜県	0	42
静岡県	9	33
愛知県	7	53
三重県	10	29
滋賀県	1	19
京都府	6	25
大阪府	0	41
兵庫県	19	40
奈良県	9	39
和歌山県	11	30
鳥取県	1	19
島根県	0	19
岡山県	2	26
広島県	6	22
山口県	11	19
徳島県	0	24
香川県	1	17
愛媛県	15	20
高知県	0	34
福岡県	41	58
佐賀県	1	20
長崎県	0	21
熊本県	12	44
大分県	17	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	17	43
沖縄県	1	41
合計	442	1,722